



福岡医発第 775 号 (地)
平成 29 年 6 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「生活保護法受給者健康管理支援事業」及び
「頻回受診適正指導強化事業」の実施について

福岡県福祉労働部保護・援護課より、標記取組を 6 月から実施することについて
周知協力依頼がありました。

「生活保護法受給者健康管理支援事業」については、生活保護を受給している者のうち、糖尿病等の生活習慣病の有病者又はその予備群に対し、生活習慣の改善や適切な受診を促す等の健康管理支援を行うことにより、生活習慣病の重症化を予防することを目的に、下記 1 のとおり、新たに実施されるものです。

また、「頻回受診適正指導強化事業」については、本県においてはこれまでも、医療扶助による外来患者において診療日数が過度に多い者（以下、「頻回受診者」とする）に対して適正受診に関する指導援助が行われておりましたが、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「頻回受診者に対する適正受診指導について」の改正に伴い、頻回受診適正指導員の派遣や対象者の拡大等、内容を充実させ、下記 2 のとおり実施されるものです。

当該事業は、専門的知識とスキルを要するため、保健師等の有資格者を有している業者に委託して実施されとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂き、貴会会員への周知協力方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 生活保護受給者健康管理支援事業

保健福祉（環境）事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する健康管理支援員を派遣し、以下の支援を行う。

- ・生活保護受給者の健診データと医療レセプトデータの分析。
- ・健診未受診者に対する受診勧奨や医療機関へ受診指導。
- ・生活習慣病（糖尿病・脂質異常症・高血圧など）を抱えた生活保護受給者に対して、重症化予防を中心に、訪問による健康相談や疾病に応じた日常生活（食事・栄養・運動予防など）の健康管理支援。

2 頻回受診適正指導強化事業

保健福祉（環境）事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する頻回受診適正指導員を派遣し、ケースワーカーと共に以下の支援・指導を行う。

- ・生活保護受給者の医療レセプトデータから、過度に医療機関を受診している者（頻回受診者）を把握する。（対象：医療扶助による外来患者（歯科を除く。）であって、同一疾病について、同一月内に同一診療科目を 15 日以上受診している者。
（対象要件「3 ヶ月以上続いている者」を削除し、上記要件となる）
- ・医療機関や主治医に訪問・相談を行い、頻回受診者の適正な受診回数を把握する。
- ・頻回受診者に対し、適正な受診回数を指導する。

29保援第158号

平成29年4月13日

福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部長
(保護・援護課保護医療係)



「生活保護法受給者健康管理支援事業」及び「頻回受診適正指導強化事業」の実施について（依頼）

平素から、生活保護行政の適正な運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、福岡県では下記のとおり取組を予定しておりますので、御承知おきくださるとともに、会員機関への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 生活保護受給者健康管理支援事業

生活保護受給者のうち、糖尿病等の生活習慣病に罹患している者又はその予備群に対し、生活習慣の改善や適切な受診を促し、重症化を予防するもの
必要に応じて、福祉事務所職員が主治医を訪問し、病状や受診状況をお伺いすることがあります。その際、県が委託した保健師・看護師が同行することがありますので、御承知おきください。

2 頻回受診適正指導強化事業

生活保護医療扶助による外来患者のうち、診療日数が過度に多い者について、主治医訪問等により適正な受診回数を把握した上で、適正受診に関する指導援助を行うもの

福祉事務所職員が主治医を訪問し、病状や受診状況をお伺いする際に、県が委託した保健師・看護師が同行することがありますので、御承知おきください。

3 別添参考資料

(1) 事業概要

なお、委託事業者については、決定次第、御報告します。

(2) 「頻回受診者に対する適正受診指導について」（平成14年3月22日社援保発0322001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）改正案

生活保護受給者健康管理支援事業及び頻回受診適正指導強化事業の概要

1 生活保護受給者健康管理支援事業

(1) 目的

福岡県の各保健福祉(環境)事務所で生活保護を受給している者のうち、糖尿病等の生活習慣病の有病者又はその予備群に対し、生活習慣の改善や適切な受診を促すなどの健康管理支援を行うことにより、生活習慣病の重症化を予防することを目的とする。

(2) 事業の概要

保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する健康管理支援員を派遣し、以下の支援を行う。

- ・ 生活保護受給者の健診データと医療レセプトデータの分析。
- ・ 健診未受診者に対する受診勧奨や医療機関への受診指導。
- ・ 生活習慣病(糖尿病・脂質異常症・高血圧など)を抱えた生活保護受給者に対して、重症化予防を中心に、訪問による健康相談や疾病に応じた日常生活(食事・栄養・運動予防など)の健康管理支援。

2 頻回受診適正指導強化事業

(1) 目的

医療扶助による外来患者のうち、診療日数が過度に多い者(以下「頻回受診者」という。)について、レセプト等の確認、主治医訪問等により適正な受診回数を把握した上で、適正受診に関する指導援助を行い、適切な医療扶助の給付を行うことを目的とする。

(2) 事業の概要

保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する頻回受診適正指導員を派遣し、ケースワーカーと共に以下の支援・指導を行う。

- ・ 生活保護受給者の医療レセプトデータから、過度に医療機関を受診している者(頻回受診者)を把握する。(対象:医療扶助による外来患者(歯科を除く。)であって、同一疾病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者)
- ・ 医療機関や主治医に訪問・相談を行い、頻回受診者の適正な受診回数を把握する。
- ・ 頻回受診者に対し適正な受診回数を指導する。

3 両事業の実施について

当該事業は、専門的知識とスキルを要するため、保健師等の有資格者を有している業者に委託して実施する。

社援保発0331第15号

平成27年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について

生活保護受給者は様々な課題を抱えて保護受給に至っているが、制度の目的である自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要である。

生活保護制度における健康管理の取組については、昨年12月、「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」において、地方自治体の取組を強化するための具体的な方策がとりまとめられたところである。

今般、本とりまとめを踏まえ、別添により、医療機関、市町村保健部門、市町村国保部門、市町村高齢者福祉部門、市町村障害保健福祉部門等による多機関連携体制を構築し、生活保護受給者に対する生活習慣病の重症化予防等による健康管理支援を通じて、自立支援に取り組み、健康状態の維持・改善による医療扶助の適正化を図ることとしたので、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知については、健康局がん対策・健康増進課と協議済みであることを申し添える。

(別添)

生活保護受給者健康管理支援実施要領

1. 健康管理支援の実施方法等

(1) 基本的な考え方

健康管理支援を必要とする者は、既に糖尿病、高血圧、アルコール依存症等の疾病がある者だけでなく、喫煙等の生活習慣の改善を要すると考えられる者など多岐にわたるが、特に糖尿病は重症化した場合、糖尿病性腎症による人工透析治療や、糖尿病性網膜症による失明、糖尿病性壊疽による足の切断などにより、日常生活への支障が大きい。一方で、生活習慣病は、生活習慣を改善し、適切に健康管理を行うことで病状等が改善することが知られている。そのため、生活保護受給者に対する健康管理支援については、糖尿病を始めとする生活習慣病（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 18 条第 1 項に規定する政令で定める生活習慣病をいう。以下同じ。）の重症化予防に取り組むこと。

(2) 実態把握の必要がある者の選定に係る情報の入手

福祉事務所は、既に医療機関において生活習慣病の治療を行っている者（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者をいう。以下同じ。）について、福祉事務所が保有する診療報酬明細書により把握し、対象者の選定を行うこと。

また、対象者の選定に当たっては、次の情報も参考となる。

- ① 生活保護受給者が保護開始以前に加入していた国民健康保険等の医療保険者が実施した特定健診（高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条第 1 項に定める特定健康診査をいう。以下同じ。）等の結果
- ② 市町村保健部門が実施した健康診査の結果
- ③ 健康状態に関する情報を把握するために実施した場合の検診（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 28 条第 1 項に規定する検診をいう。以下同じ。）の結果
- ④ 訪問調査等により得られた生活状況に関する情報

なお、国民健康保険等における医療保険者が実施した特定健診の結果や、健康診査の結果については、生活保護法第 29 条第 2 項に基づき、福祉事務所が入手す

ることが可能となっているところである。

(3) 生活実態等の把握及び支援対象者の選定等

上記(2)により選定された生活習慣病により医療機関に受診中または、受診中断が疑われる者について、訪問調査の実施や、主治医への確認等により、生活実態、病状、通院状況、服薬等について実態把握を行うこと。

生活実態等の把握を行った後、嘱託医や保健医療分野専門職に協議する等により、支援対象者の選定や、当該ケースにおいて協働すべき専門的支援を行う関係機関について検討を行うこと。なお、福祉事務所に保健医療分野専門職の配置がない場合には、市町村保健部門に配置されている保健医療分野専門職から助言を得ることが望ましいこと。

また、各市町村内関係部門等が集まる協議の場を設けること等により、疾病や障害等の程度が重い場合や、疾病や障害等の事情を複数抱えている場合など、福祉事務所だけでは対応が困難な場合について、あらかじめ各市町村内関係部門等と協議し、協働すべきケースに関するチェックリストを作成し、これに該当するものについては、嘱託医や保健医療分野専門職へ協議することにより、連携が円滑に行われるので、参考とされたい。

チェックリストの例

- 内服やインスリン治療を行っている者で、受診中断している者
- 糖尿病や高血圧に罹患している妊婦
- 糖尿病の治療中である知的障害者、精神障害者

(4) 支援の実施

支援の実施に当たっては、個々の支援ニーズや、当該自治体の支援体制等により、様々な方法が考えられるが、以下の例を参考として、関係機関と連携しつつ進めること。

① 援助方針の策定

支援対象者の援助方針（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の「第12 調査及び援助方針等」の「4 援助方針」に定める援助方針をいう。以下同じ。）について、健康管理における目標の設定等、健康管理支援に関する等の事項も含めて策定を行い、支援の状況に応じて見直しを行う。

② 多機関連携体制の構築

支援対象者の抱える課題に応じて、２（１）の多機関連携による支援体制を構築する。

（例）

ア 健康診査及び保健指導等を実施する場合、市町村保健部門、医療機関等と連携した支援体制を構築する。

イ 高齢者に対する支援を実施する場合、市町村高齢者福祉部門、地域包括支援センター等と連携した支援体制を構築する。

ウ 障害者に対する支援を実施する場合、市町村障害保健福祉部門等と連携した支援体制を構築する。

③ 福祉事務所による受診動向の確認等

定期的な訪問調査や電話等による生活実態、病状、受診状況、服薬状況等について確認や、必要に応じた主治医への確認を行い、患者の自己判断により受診や服薬を中断している場合に、受診継続等について指示を行う。

なお、あらかじめ調整を行い、医師の指示に従わない等、不適切に受診が中断された場合に医療機関が福祉事務所に情報提供が行われるような仕組みを作り、連絡を受けた福祉事務所が、受診の促しを行うといった連携も考えられる。

④ 保健医療分野専門職による内服薬の確認等

地方自治体が配置している保健師、薬剤師等が、複数医療機関から内服薬の処方が行われている場合の確認や整理、主治医との調整、食事の確認等を行い、必要な助言を行う。

⑤ 健康手帳の活用

市町村保健部門が当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者を対象として配布している健康手帳（健康増進法第 9 条に規定する健康手帳をいう。以下同じ。）により、関係機関間で検査データの推移や生活習慣の改善状況に関する情報を共有し、また、支援対象者の主体的な健康管理を促す。

（５）取組に関する評価

健康管理支援の取組を効果的に行うため、１年に１回を目安として、事業効果の測定を定期的に行うこと。

なお、評価においては、以下の指標を標準とするが、その他、主観的健康度や生活満足度など、創意工夫によりその他の項目を指標に加えることを妨げるものではないこと。

① 糖尿病重症化者数

支援対象者のうち、当該年度において、糖尿病性腎症により人工透析治療

を開始した者の数

② 糖尿病治療継続者割合

支援対象者のうち、当該年度における、糖尿病に係る治療の継続者割合（治療の終了した者を除く。）

2. 健康管理支援の実施体制

（1）多機関連携

福祉事務所は、福祉事務所、医療機関、市町村保健部門、市町村国保部門、市町村高齢者福祉部門、市町村障害保健福祉部門等により構成する連絡会議の設置等により、各機関の情報や課題を共有し、関係部局ごとの役割を明確化した連携体制を構築すること。

また、健康診査（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び同法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 第 4 号に規定する健康診査又はこれに相当するものをいう。以下同じ。）及び保健指導（同条第 5 号に規定する保健指導又はこれに相当するものをいう。以下同じ。）を実施する市町村保健部門とは特に密に連携するほか、健康管理支援の対象が 65 歳以上の者については地域包括支援センター、精神障害者については精神保健福祉センターと連携を行うこと。

なお、生活保護受給者以外の生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者をいう。）として、自立相談支援事業による支援を受けていた者に対する健康管理支援においては、必要に応じて自立相談支援事業を実施する機関と連携を行うこと。

（2）福祉事務所への保健医療分野専門職の配置

国においては、平成 25 年度より、福祉事務所の健康管理支援体制の強化のための交付税措置を行っているところであり、福祉事務所においては、引き続き保健師等の保健医療分野専門職の配置等、健康管理支援体制の強化に努めること。

（3）社会資源の活用

健康管理支援を行うに当たり、地域における居場所の提供、訪問による安否確認、相談支援等の日常生活支援を行っている社会福祉法人や NPO 法人等の社会資源の活用を検討すること。なお、その際、既にある社会資源を活用するだけでなく、地域社会とともに社会資源を作り、育てるといった視点に留意すること。

(4) 健康日本 21 との関係

健康日本 21（第二次）（「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）をいう。）に基づく国民の健康づくりについては、生活保護受給者も対象であることから、生活保護担当部局は、地方自治体における健康日本 21（第二次）の庁内ワーキンググループ等に参画し、こうした取組が生活保護受給者にも行き届くよう留意すること。

3. その他

(1) 医療扶助適正化等事業による予算補助について

福祉事務所において生活保護受給者の健康管理支援に取り組むための経費については、医療扶助適正化等事業の対象となる。

(2) 自立支援プログラムの活用について

「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき自立支援プログラムを策定している自治体については、これを活用すること。

7. 頻回受診者に対する適正受診指導について

(平成14年3月22日社援保発0322001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)【改正案】

○「頻回受診者に対する適正受診指導について」（平成14年3月22日厚生労働省社会・援護局保護課長通知 社援保発0322001号）

改正後	改正前
(別紙) 頻回受診者に対する適正受診指導要綱 1 (略) 2 対象者 医療扶助による外来患者（歯科除く。）であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者（以下「<u>受診状況把握対象者</u>」という。） (注) 体制の整備が整わない自治体においては、平成30年度末までの間は従来の対象者を受診状況把握対象者として差し支えない。 3～10 (略) 8 報告 (1) 本庁への情報提供 福祉事務所長は、指導台帳に登録されている者のうち、前年度（毎年4月診療分から翌年3月診療分まで）において頻回受診が改善された者（指導台帳で削除された者）の状況を毎年7月15日までに別紙3-1により本庁あて情報提供すること。 (注) 受診状況把握対象者が従来の基準の場合は別紙3-2により情報提供することとお、平成29年度7月末日を期限とする報告分については、全て別紙3-2により情報提供することとなるので申し添える。 (2) 厚生労働省への情報提供 本庁は、上記の結果をとりまとめ、別紙4-1、別紙4-2及び別紙4-3により毎年7月末日までに厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。 (注) 受診状況把握対象者が従来の基準の場合は別紙4-3及び別紙4-4により情報提供すること。なお、平成29年度7月末日を期限とする報告分については、全て別紙4-3及び別紙4-4により情報提供することとなるので申し添える。 9～10 (略) 11 経済・財政再生計画改革工程表の改定版におけるKPIの設定について 頻回受診の適正化に関するKPIについては、「頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合の目標値について、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年	(別紙) 頻回受診者に対する適正受診指導要綱 1 (略) 2 対象者 医療扶助による外来患者（歯科除く。）であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している<u>月が3ヶ月以上続いている者</u>（以下「<u>受診状況把握対象者</u>」という。） 3～7 (略) 8 報告 (1) 本庁への情報提供 福祉事務所長は、指導台帳に登録されている者のうち、前年度（毎年4月診療分から翌年3月診療分まで）において頻回受診が改善された者（指導台帳で削除された者）の状況を毎年7月15日までに別紙3により本庁あて情報提供すること。 (2) 厚生労働省への情報提供 本庁は、上記の結果をとりまとめ、別紙4により毎年7月末日までに厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。 9～10 (略)

度に決定」とされていたところであるが、平成 28 年 12 月の改革工程表の改定版において、適正受診指導による改善者数割合を「2018 年度において 2014 年度比 2 割以上の改善」と定められた。

受診状況を把握する対象者の範囲については「医療扶助による外来患者であつて、同一傷病について、同一月内に同じ診療科目を 15 日以上受診している月が 3 ヶ月以上続いている者」としていたところ、公的医療保険制度における頻回受診者の定義も勘案し、「単月で 15 日以上受診している者」に変更したところである。ただし、体制の整備が整わない自治体においては、平成 30 年度末までの間は従来の対象者を受診状況把握対象者として差し支えないこととしている。

また、KPI で定められた目標値は、2014 年度比で 2 割以上の改善となっていることから、目標の達成状況を把握するには、従来の対象者の範囲において算定した数値と比較する必要があるため、受診状況把握対象者を現行の範囲（同一月内 15 日以上の受診がある者）としている自治体においては、現行の範囲に加えて従来の範囲（同一月内 15 日以上以上の受診が 3 ヶ月以上継続の者）においても調査することとなるので留意すること。

(別紙 1)

(別紙 2)

(別紙 3-1)

(別紙 3-2)

(別紙 4-1)

(別紙 4-2)

(別紙 4-3)

(別紙 4-4)

(別紙 5)

(別紙 6)

別添

頻回受診者に対する適正受診指導のためのガイドライン

1 (略)

2 頻回受診者の把握方法

(1) (略)

(2) 頻回受診者指導台帳の作成

(1) の状況の者を別紙 2 を参考として作成した頻回受診者指導台帳（以下「指導台帳」という。）に記載すること。

(別紙 1)

(別紙 2)

(別紙 3)

(別紙 4)

(別紙 5)

(別紙 6)

別添

頻回受診者に対する適正受診指導のためのガイドライン

1 (略)

2 頻回受診者の把握方法

(1) (略)

(2) 頻回受診者指導台帳の作成

(1) の状況が 3 ヶ月続いた者を別紙 2 を参考として作成した頻回受診者指導台帳（以下「指導台帳」という。）に記載すること。

なお、医療機関の変更があった場合で、変更前と変更後の医療機関のいずれにおいても 15 日以上受診し、通算して 3 ヶ月以上続いている者についても指導台帳に記載するとともに、通院台帳の医療機関名を変更すること。

(3) (略)
3～5 (略)

(別紙1)
(別紙2)
(別紙3)
(別紙4)

(3) (略)
3～5 (略)

(別紙1)
(別紙2)
(別紙3)
(別紙4)

平成 年度 頻回受診者に対する適正受診指導結果について

(福祉事務所) 名

1 総括表

受診状況把握対象者数 (指導台帳の記載人数)	主治医訪問等の結果、 指導対象外となった者	やむを得ない理由(※)に より指導が実施できない 者	指導対象者数	指導実施者数	うち改善された者(「2 受診指導結果」の記載 人数)
()	()	()	()	()	()

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

(注) 指導台帳の主たる傷病名が筋骨格系・結合組織の疾患に係る者の数を、()内に内数で記載すること。

2 受診指導結果

	氏名	医療機関名	適正受診指導に伴う効果					備考
			1ヶ月当たりの平均通院日数			当該年度中に改善された月数(効果月数)	効果日数	
			頻回受診者の判断材料となった3ヶ月間月	適正受診が3ヶ月続いた期間の平均	差			
			A	B	A-B	C	(A-B)×C	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
計								
1人当たり平均								

(注) 指導台帳に登録されている者のうち、前年度において頻回受診が改善された者(指導台帳で削除された者)の状況を記入すること。

3 1のうち、15日以上受診している月が、3ヶ月以上続いている者

受診状況把握対象者数 (指導台帳に記載されて いる者のうち、15日以上 受診している月が3ヶ月 以上続いている者の人 数)	主治医訪問等の結果、 指導対象外となった者	やむを得ない理由(※)に より指導が実施できない 者	指導対象者数	指導実施者数	うち改善された者(「2 受診指導結果」の記載 人数)

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

(注) 1のうち、頻回受診者指導台帳に記載する要因となった月から、15日以上受診している月が、3ヶ月以上続いている者の分のみ抽出すること。

4 1のうち、前々年度の指導実施者で改善されなかった者

前々年度の指導実施者 のうち前々年度において 改善されなかった者	やむを得ない理由(※) により指導が実施でき ない者	指導対象者数	指導実施者数	うち改善された者

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

平成 年度 頻回受診者に対する適正受診指導結果について

(福祉事務所) 名

1 総括表

受診状況把握対象者数 (指導台帳の記載人数)	主治医訪問等の結果、 指導対象外となった者	やむを得ない理由(※)に より指導が実施できない 者	指導対象者数	指導実施者数	
					うち改善された者(「2 受診指導結果」の記載 人数)
()	()	()	()	()	()

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

(注)指導台帳の主たる傷病名が筋骨格系・結合組織の疾患に係る者の数を、()内に内数で記載すること。

2 受診指導結果

	氏名	医療機関名	適正受診指導に伴う効果					備考
			1ヶ月当たりの平均通院日数			当該年度中に改善された月数(効果月数)	効果日数	
			頻回受診者の判断材料となった3ヶ月間	適正受診が3ヶ月続いた期間	差			
			A	B	A-B	C	(A-B)×C	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
計								
1人当たり平均								

(注)指導台帳に登載されている者のうち、前年度において頻回受診が改善された者(指導台帳で削除された者)の状況を記入すること。

4 1のうち、前々年度の指導実施者で改善されなかった者

前々年度の指導実施者 のうち前々年度において 改善されなかった者	やむを得ない理由(※) により指導が実施でき ない者	指導対象者数	指導実施者数	
				うち改善された者

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

別紙3(各福祉事務所一本庁)の記載例

○ケース1

4月に20日通院し頻回受診者となった者が、7月に指導を受け、8月以降は適正受診日数(10日)どおりとなった場合。

○ケース2

4月に24日通院し、頻回受診者となった者が7月に指導を受け、8月、9月は適正受診日数(12日)どおりであったが、10月に15日通院し、再指導の結果、11月以降は適正受診日数以下となった場合。

＜別紙3 2受診指導結果＞

	氏名	医療機関名	適正受診指導に伴う効果					備考
			1か月当たり通院日数			当該年度中に改善された月数 (効果月数)	効果日数	
			頻回受診者の判断材料と月	適正受診付きが3か月続いた期間の平均	差			
			A	B	A-B	C	(A-B)×C	
1	ケース1	〇〇	20日	10日	10日	8か月	80日	
2	ケース2	△△	24日	10.7日	13.3日	5か月	66.5日	
計						13か月	146.5日	
1人あたり平均						6.5か月	73.3日	

＜参考＞通院台帳の記載状況

年度	月別通院回数												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
ケース1	頻回受診の判断材料となった			指導	←当該年中に改善された期間→								
	20	17	18		(10) 10	(10) 10	(10) 10						
ケース2	頻回受診の判断材料となった			指導	←当該年中に改善された期間→				←当該年中に改善された期間→				
	24	22	20		(12) 12	(12) 12	(15) 15	(11) 11	(11) 11	(10) 10			

福祉事務所名	受診状況把握対象者数 (指導台帳の記載人数) (改善により指導台帳から 削除された者も含む。)	主治医訪問等の結果、 指導対象外となった者		やむを得ない理由(※)によ り指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数		うち改善された者					備考	
		人数		人数		人数		人数		人数		1人当たり平 均効果月数 (効果月数	1人当たり平 均効果日数 (効果日数	効果月・1人 当たり効果日		
		A		B		C		D		E		F				
		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織		うち筋骨格系・結 合組織	G	H		H/G
													()	()		
													()	()		
													()	()		
													()	()		
													()	()		
													()	()		
													()	()		
													()	()		
													()	()		
													()	()		
													()	()		
計													— ()	— ()	— ()	

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

(注) 「1人当たり平均効果月数(効果月数計)G」欄及び「1人当たり平均効果日数(効果日数計)H」欄は、別紙3の各福祉事務所の1人当たり平均欄(括弧内は別紙3の各福祉事務所の計欄)と一致すること。

(都道府県・市) 名

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

(注)「1人当たり平均効果月数(効果月数計)G」欄及び「1人当たり平均効果日数(効果日数計)H」欄は、別紙3の各福祉事務所の1人当たり平均欄(括弧内は別紙3の各福祉事務所の計欄)と一致すること。

福祉事務所名	前々年度の指導実施者のうち 前々年度において改善されなかった者	やむを得ない理由(※)により 指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数		うち改善された者		備考
		人数		人数		人数		人数		
		A	C	D	A-C	E	F			
		うち筋骨格系・結合組織	うち筋骨格系・結合組織	うち筋骨格系・結合組織	うち筋骨格系・結合組織	うち筋骨格系・結合組織	うち筋骨格系・結合組織			
計										

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

(都道府県・市) 名

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

(注)「1人当たり平均効果月数(効果月数計)G」欄及び「1人当たり平均効果日数(効果日数計)H」欄は、別紙3の各福祉事務所の1人当たり平均欄(括弧内は別紙3の各福祉事務所の計欄)と一致すること。

生活保護受給者健康管理支援事業

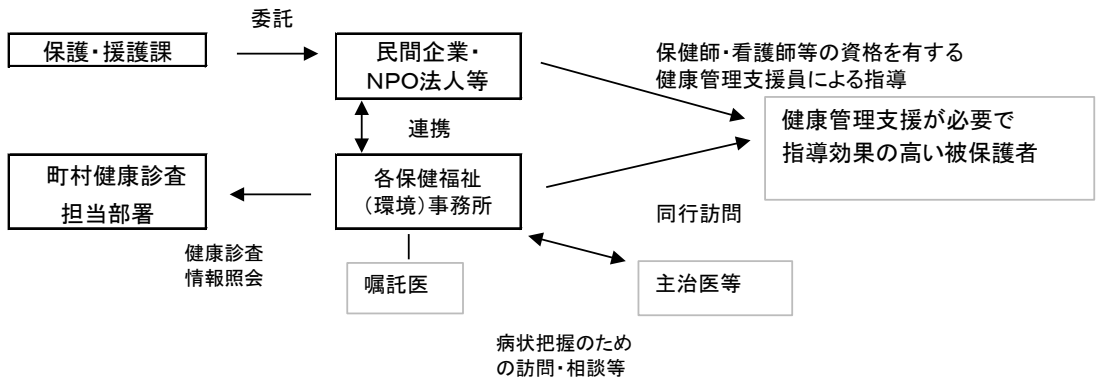
1 目的

福岡県の各保健福祉(環境)事務所で生活保護を受給している者のうち、糖尿病等の生活習慣病の有病者又はその予備群に対し、生活習慣の改善や適切な受診を促すなどの健康管理支援を行うことにより、生活習慣病の重症化を予防することを目的とする。

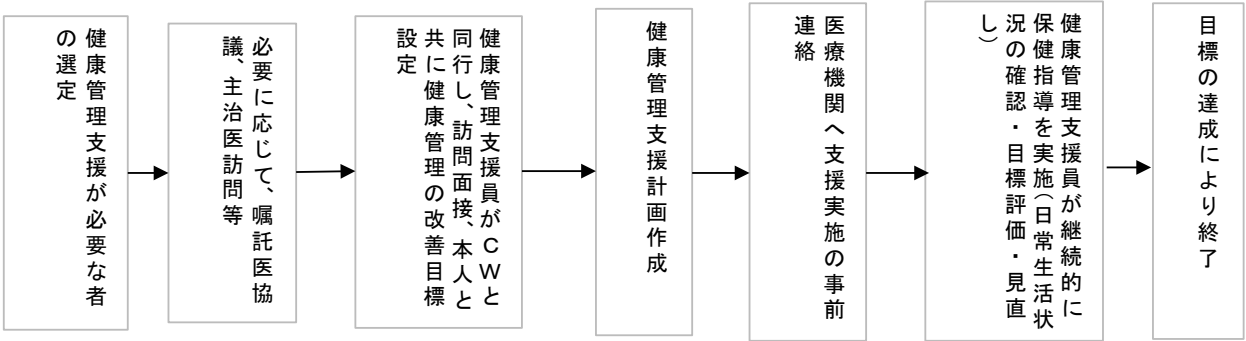
2 事業の概要

保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する健康管理支援員を派遣し、ケースワーカーと共に以下の支援を行う。

- 生活保護受給者の健診データと医療レセプトデータの分析。
- 健診未受診者に対する受診勧奨や医療機関への受診指導。
- 生活習慣病（糖尿病・脂質異常症・高血圧など）を抱えた生活保護受給者に対して、重症化予防を中心に、訪問による健康相談や疾病に応じた日常生活（食事・栄養・運動予防など）の健康管理支援。



〈健康管理支援の流れ〉



頻回受診適正指導強化事業

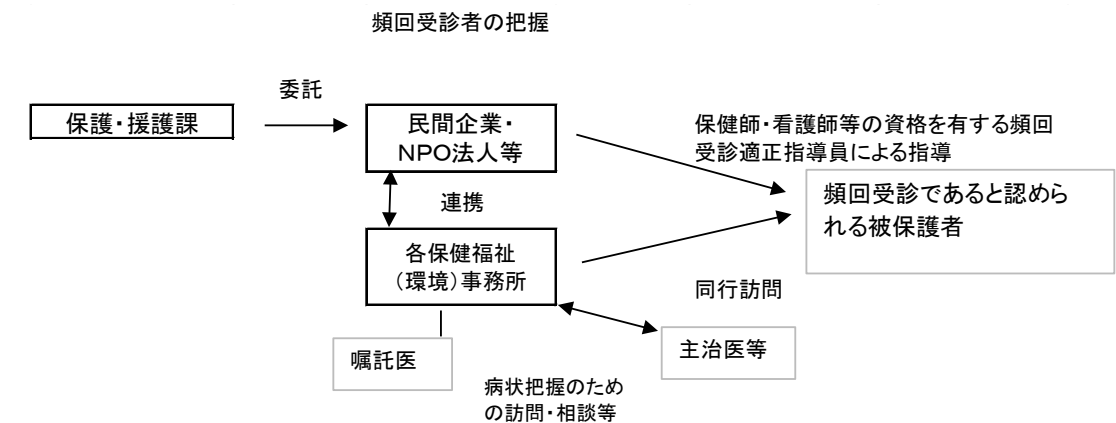
1 目的

医療扶助による外来患者のうち、診療日数が過度に多い者（以下「頻回受診者」という。）について、レセプト等の確認、主治医訪問等により適正な受診回数を把握した上で、適正受診に関する指導援助を行い、適切な医療扶助の給付を行うことを目的とする。

2 事業の概要

保健福祉（環境）事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する頻回受診適正指導員を派遣し、ケースワーカーと共に以下の支援・指導を行う。

- 生活保護受給者の医療レセプトデータから、過度に医療機関を受診している者（頻回受診者）を把握する。（対象：医療扶助による外来患者（歯科を除く。）であって、同一疾病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者）
- 医療機関や主治医に訪問・相談を行い、頻回受診者の適正な受診回数を把握する。
- 頻回受診者に対し適正な受診回数を指導する。



〈頻回指導業務の流れ〉

